児童手当・児童扶養手当
の制度が変わります

★子育て支援課☎25-１１３０、支所市民福祉課☎71-５８８９

i 児童手当制度の改正【令和６年 10 月分（12 月支給分）～】

令和６年 10 月分（12 月支給分）から、次のとおり制度が変わります。

制度の改正により新たに受給できるようになる方等は手続きが必要です。詳しくは、送付した通知をご覧ください。

※制度改正や手続きについて、詳しくは市HPでもお知らせしています。

市HP

制度改正の主なポイント

	改正前（現行：令和６年９月分まで）	改正後（令和６年 10 月分から）
①対象児童	中学校修了前（＊）までの児童 ＊ 15 歳の誕生日後の最初の３月 31 日まで	高校生年代（＊）までの児童 ＊ 18 歳の誕生日後の最初の３月 31 日まで
②所得制限	あり	なし
③第３子以降の手当額	第３子以降、１人につき月額 15,000 円 ※第３子以降とは、高校生年代までの児童から年齢順に数え、３歳から小学校修了までの児童が３人目以降となる場合です。	第３子以降、１人につき月額 30,000 円 ※第３子以降とは、大学生年代（＊）の児童から年齢順に数え、３人目以降となる場合です。 ＊ 22 歳の誕生日後最初の３月 31 日まで
④支給月	10 月・翌年２月・６月（年３回） １回につき４か月分を支給	12 月・翌年２月・４月・６月・８月・10 月（年６回） １回につき２か月分を支給

制度改正後の手当額

	３歳未満	３歳以上高校生年代まで
第１子・第２子	１人につき月額 15,000 円	１人につき月額 10,000 円
第３子以降	１人につき月額 30,000 円	

i 児童扶養手当制度の改正【令和６年 11 月分（令和７年１月支給分）～】

令和６年 11 月分（令和７年１月支給分）から所得制限の基準が緩和されるなど、児童扶養手当の計算方法が変わります。

▶申請済（全部支給停止中を含む）の方

申請は不要です（改正後の手当額等については通知を送付します）。

▶所得制限等によりこれまで申請をしていない方

制度改正により対象になる場合があります。

なお、手当をもれなく受給するためには、10 月 31 日㈭までに申請が必要です。

※制度改正や手続きについて、詳しくは市HPでもお知らせしています。

市HP

令和７年度４月
保育施設入所の受付を開始

★保育課☎25-１１２８、支所市民福祉課☎71-５８８９

令和７年度４月の市内保育施設入所の受付を始めます。各保育施設の定員等、詳しくは市HPをご覧ください。

なお、入所申込にあたっては、事前に希望する保育施設を見学してください。

保育施設について

▶受付期間

11 月 **1** 日㈮～ **29** 日㈮（土・日・休日を除く）

▶申込　申込用紙（受付窓口及び市HPで配付）郵送または直接受付窓口へ

▶受付窓口　保育課、支所市民福祉課

申込用紙

▶入所基準

児童の保護者が次のいずれかに該当する場合

①就労　②妊娠・出産　③保護者の疾病・障害
④病人の介護・看護　⑤災害復旧　⑥求職活動
⑦就学　⑧虐待やＤＶのおそれがあること

▶入所・保育料の決定　令和７年２月下旬に通知予定

【注意事項】

- 入所の判定は、先着順ではありません
- 市外の保育施設への入所を希望する方は、早めにご相談ください（その際、保育施設のある市区町村に、受付期間・受付基準等をご確認ください）

子育て支援センターまつり ハロウィン を開催

地域の子育て支援センターが、合同でハロウィンイベントを開催！

小さなお子さんや赤ちゃんも安心して楽しめます。

日時　10 月 22 日㈫　午前 10 時～正午
（受付　午前 11 時 30 分まで）

会場　グローバルソフトウェア本庄文化ホール（本庄市民文化会館）多目的ホール

対象　未就園児と保護者

内容

・ふれあいあそび
・つくってあそぼう（制作）
・ご当地キャラクターとハロウィン写真撮影
・絵本の読み聞かせ　など

費用　無料

★児玉郡市子育て支援センター連絡協議会事務局（こざくら子育て支援センター内）☎ 22-８７３９

ベビーマッサージ＆寝転びアート

赤ちゃんも保護者の皆さんも楽しめる内容で、赤ちゃんとのコミュニケーションを深めましょう。

日時　10 月 19 日㈯　午前 10 時～ 11 時

会場　日の出保育園保育室

講師　小松　朋子　先生（発達心理研究所）

対象　０歳児と保護者　**定員**　５組（先着順）

費用　無料　**用意**　バスタオル

申込　電話で下記へ

★日の出保育園☎ 21-５２６３

皆さんの自慢の写真、投稿しませんか？

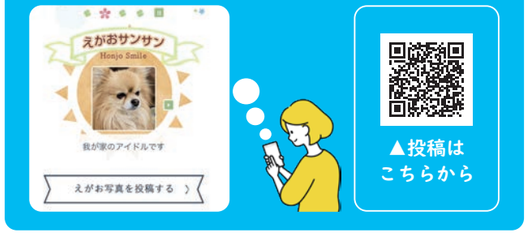

▲投稿はこちらから